

議案第11号

令和元年度基山町一般会計補正予算（第8号）

令和元年度基山町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,742,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月3日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,354,970	34,611	2,389,581
	1 町民税	1,023,583	20,730	1,044,313
	2 固定資産税	1,161,299	13,881	1,175,180
2 地方譲与税		54,322	1	54,323
	3 地方道路譲与税	0	1	1
11 分担金及び負担金		73,349	△1,523	71,826
	1 分担金	2,390	△1,789	601
	2 負担金	70,959	266	71,225
12 使用料及び手数料		123,152	△6	123,146
	2 手数料	50,993	△6	50,987
13 国庫支出金		1,038,831	192,932	1,231,763
	1 国庫負担金	576,172	6,700	582,872
	2 国庫補助金	458,698	185,979	644,677
	3 委託金	3,961	253	4,214
14 県支出金		534,989	△8,820	526,169
	1 県負担金	304,749	3,960	308,709
	2 県補助金	183,231	△12,825	170,406
	3 委託金	47,009	45	47,054
16 寄附金		1,102,735	668	1,103,403
	1 寄附金	1,102,735	668	1,103,403
17 繰入金		824,192	△64,154	760,038
	1 基金繰入金	823,924	△64,600	759,324
	2 特別会計繰入金	268	446	714
19 諸収入		202,647	2,905	205,552
	1 延滞金、加算金及び過料	2,551	420	2,971
	4 受託事業収入	36,348	△179	36,169

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	5 雑入	139,050	2,664	141,714
20 町債		585,720	203,600	789,320
	1 町債	585,720	203,600	789,320
歳入	合計	8,382,780	360,214	8,742,994

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		104,971	△2,315	102,656
	1 議会費	104,971	△2,315	102,656
2 総務費		2,188,243	△8,119	2,180,124
	1 総務管理費	1,975,965	△8,441	1,967,524
	2 徴税費	118,028	△1,275	116,753
	3 戸籍住民基本台帳費	58,411	1,919	60,330
	4 選挙費	33,724	△292	33,432
	6 監査委員費	843	△30	813
3 民生費		2,459,007	△654	2,458,353
	1 社会福祉費	1,333,582	8,728	1,342,310
	2 児童福祉費	1,125,123	△9,382	1,115,741
4 衛生費		630,326	△4,301	626,025
	1 保健衛生費	182,036	△207	181,829
	2 清掃費	446,565	△4,098	442,467
	3 上水道費	1,725	4	1,729
5 労働費		9,386	△485	8,901
	1 労働諸費	9,386	△485	8,901
6 農林水産業費		97,441	△8,887	88,554
	1 農業費	89,678	△8,887	80,791
7 商工費		106,726	328	107,054
	1 商工費	106,726	328	107,054
8 土木費		839,161	275,275	1,114,436
	1 土木管理費	23,673	△126	23,547
	2 道路橋梁費	307,603	228,026	535,629
	3 都市計画費	245,129	47,375	292,504
9 消防費		256,890	△371	256,519

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	1 消防費	256,890	△371	256,519
10 教育費		924,170	108,159	1,032,329
	1 教育総務費	79,295	△672	78,623
	2 小学校費	99,159	110,599	209,758
	3 中学校費	369,712	2,659	372,371
	4 社会教育費	233,924	△727	233,197
	5 保健体育費	129,324	△1,795	127,529
	6 幼稚園費	12,756	△1,905	10,851
11 災害復旧費		155,632	△2,393	153,239
	1 農林水産施設災害復旧費	90,294	8,209	98,503
	2 公共土木施設災害復旧費	47,054	0	47,054
	4 文教施設災害復旧費	18,284	△10,602	7,682
12 公債費		554,839	2,530	557,369
	1 公債費	554,839	2,530	557,369
13 諸支出金		41,966	1,933	43,899
	2 諸費	41,725	1,933	43,658
14 予備費		14,022	△486	13,536
	1 予備費	14,022	△486	13,536
歳出	合計	8,382,780	360,214	8,742,994

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	子育て・若者世帯の住宅取得補助金	2,700
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	未就学児交通安全対策工事	7,760
6 農林水産業費	1 農 業 費	営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金	184
7 商 工 費	1 商 工 費	地方創生推進交付金事業（ビジターセンター整備工事）	9,708
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	町道維持補修工事（箱町・麦尾線）	24,349
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	社会資本整備総合交付金事業 （三国・丸林線道路改良事業、基山駅前線舗装補修事業等）	267,246
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	社会資本整備総合交付金事業 （橋梁点検・白坂歩道橋等補修事業）	47,574
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	地方創生道整備推進交付金事業 （三国・丸林線道路改良事業）	14,416
8 土 木 費	3 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金事業（公園施設長寿命化事業）	194,808

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 住宅費	社会資本整備総合交付金事業（本桜団地外壁改修事業）	19,407
10 教育費	2 小学校費	若基小学校校舎大規模改造事業（トイレ）	112,900
10 教育費	3 中学校費	基山中学校校舎大規模改造事業（管理棟）	174,922
10 教育費	3 中学校費	基山中学校校舎大規模改造事業（障害児等対策）	52,900
10 教育費	4 社会教育費	基肄城跡保存整備事業	40,859
10 教育費	4 社会教育費	古寺遺跡発掘調査事業	4,633
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	10,922
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	20,627
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	6,383

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農林施設災害復旧事業 (単独)	(千円) 2,800	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業	(千円) 77,400	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 102,400	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
道路整備事業	(千円) 56,000	同上	同上	同上	(千円) 152,800	同上	同上	同上
防災基盤整備事業	(千円) 2,500	同上	同上	同上	(千円) 2,300	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	(千円) 106,900	同上	同上	同上	(千円) 191,700	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共土木施設等 災害復旧事業 (単独)	(千円) 27,400	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 18,700	証書貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
地域鉄道対策 事業	(千円) 2,100	同上	同上	同上	(千円) 3,500	同上	同上	同上
地方創生基盤整備 事業	(千円) 9,500	同上	同上	同上	(千円) 11,200	同上	同上	同上